

評価対象年度	平成23年度	政策評価シート		政策	9
「宮城の将来ビジョン」における体系	政策名	9	コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実	政策担当部局	土木部, 総務部, 震災復興・企画部, 保健福祉部, 経済商工観光部, 農林水産部
				評価担当部局	土木部

政策の状況

政策で取り組む内容

人口が減少し少子高齢化が進む中で、既存の社会資本を有効活用するほか、交通の利便性を考慮して公共施設を再編・配置するなど、従来の拡大基調からの転換を図り、高齢者をはじめだれもが暮らしやすいコンパクトで機能的なまちづくりを促進する。

さらに、公共施設や集客施設をはじめ、まちづくり・施設整備にあたっては、民間とも連携し、一層のバリアフリー化の促進やユニバーサルデザインの普及に力を入れる。

一方、就業の機会や所得水準をはじめ多くの点で、仙台都市圏と他の地域の格差がみられる。しかし、各地域には、豊かな自然環境や独自の伝統文化など、誇りうる多くの地域資源が存在していることから、グローバル化や情報化が進む中、そうした様々な資源を発掘し、国内外に通用するものとして質的向上を図り、地域を均一化させることなく、その特性を生かした集客交流や産業振興を行うことなどにより地域間格差の是正を図り、活力に満ちた地域社会を実現していく。

また、県内すべての地域で、医療、教育、交通、情報通信基盤など、県民生活に欠かせない基礎的な機能を維持確保していく必要があることから、市町村や企業等とも連携し、地域内での拠点化、集約化、機能分担や連携等を行うことにより、必要なサービスが提供できる体制整備を図る。

政策を構成する施策の状況

施策番号	施策の名称	平成23年度決算(見込)額(千円)	目標指標等の状況			施策評価
			現況値(測定年度)	達成度		
24	コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実	667,728,620	商店街の空き店舗率(%)	15.1% (平成23年度)	C	やや遅れている
			県内移動における公共交通の利用率(%)	16.2% (平成22年度)	C	
			集落維持・活性化計画策定数(計画)	3計画 (平成23年度)	A	

※目標指標等の達成度 ※決算(見込)額は再掲分含む

A:「目標値を達成している」
 B:「目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す数値の変化と同方向に推移している、又は現状維持している」
 C:「目標値を達成しておらず、設定時の値から見て指標が目指す数値の変化と逆方向に推移している」
 N:「現況値が把握できず、判定できない」

政策評価 (原案)

政策の成果	評価の理由・各施策の成果の状況
各施策の成果等から見て、政策の進捗状況はどうなっているか。	<ul style="list-style-type: none"> コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実に向けて、一つの施策で取り組んだ。 良好な市街地の形成に向け、関係市町村と連携しながら、県南部地区の都市計画区域再編による都市計画区域変更手続きへの支援を行うなど、概ね順調に進捗している。 中心市街地や商店街の活性化に向けて、市町村振興総合補助金による支援のほか、魅力ある商店街づくりの取組みに対して支援を行うことにより、まちづくり法人や商工会等で活性化に向けた意識の高揚が図られるなど効果が表れている。 地域生活交通の維持確保に向けて、市町村や事業者への支援を行い、地域住民の移動手段(バス、鉄道、船)の確保は確実に実施されている。 しかし、壊滅的な津波被害を受けた沿岸市町では、「まち」そのものの機能が流失したため、まちづくりの再生と復興に向けて、市街地をはじめ復興まちづくりとして再構築を図る必要がある。平成23年度においては被災市町の計画策定支援は行ったものの、本格的な復興まちづくりに向けた支援事業は平成24年度以降に事業着手を開始する予定であり、また、被災市町では膨大な業務をこなすマンパワー不足や、多くの事業間調整等の課題があるため、復旧・復興に向けた進捗状況の推移を見守っていく必要がある。 以上のことから、さほど被害のなかった内陸部では、本政策の目的であるコンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実は概ね順調と判断されるものの、被災した沿岸部では、本格的な復興まちづくりに向けた事業支援が平成24年度以降であることから、総合的に評価すると、進捗状況はやや遅れていると判断される。
【評価】	
やや遅れている	

政策を推進する上での課題と対応方針 (原案)

※施策の必要性・有効性・効率性の観点からの課題等
 ※今年度の対応状況を含む今後の対応方針

- 沿岸部の被災市町による復興まちづくりは、早期の事業着手など速やかな推進を図る必要があるため、「復興まちづくり計画」の事業化に向けて、復興予算確保のための関係機関との調整など、一日でも早い市町の復興を目指す。
- 都市計画の決定・変更手続きを進めるには、まちづくりの主体である市町村との相互協力関係の構築が不可欠であり、円滑な手続きが進むよう、県の工程を示して市町村の理解と協力を得ていく。
- 中心市街地活性化計画の策定にあたっては、市町村は地元事業者、住民等との間で具体的な事業計画策定に係る合意形成に多くの時間を要することから、様々な機会を捉えて情報提供や必要な助言を積極的に行う。
- 地域生活交通の維持には、地域住民を含めた多様な主体が関わる必要があり、市町村主催の地域交通に関する検討会等に地域住民が参画する体制づくりを促進する。
- 県内には、公共交通機関や公共施設、商店街等が整備され、ある程度の人口規模を持った都市部と、都市周辺地域や過疎化により公共交通機関や商店街等の維持が困難などが困難な地域があることから、それぞれの地域の実情に応じて、まちづくりの主体である市町村と協力・協働しながら、適切な事業の実施に努めていく。

